

立地自治体と同様の原子力安全協定締結の申入れに対する
 中国電力株式会社からの回答及び市の対応方針について

1. 安全協定に係る経緯

年月日	内 容	備 考
H23. 1. 25	島根原子力発電所の係る出雲市民の安全確保、情報連絡等に関する協定 締結	
H23. 12. 25	島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保等に関する協定 締結	
H24. 8. 29	原子力安全協定の締結に関する要求書 提出【周辺3市からの申入れ(1回目)】	周辺3市と立地自治体同様の安全協定を速やかに締結すること
H25. 10. 18	原子力安全協定の締結に関する要求書 提出【周辺3市からの申入れ(2回目)】	同上
H28. 3. 28	原子力発電所立地自治体と同様の原子力安全協定の締結について 申入れ【周辺3市からの申入れ(3回目)】	同上
H29. 2. 10	島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定 締結	周辺3市連名の安全協定を締結
H30. 7. 4	原子力発電所立地自治体と同様の原子力安全協定の締結について 申入れ【周辺3市からの申入れ(4回目)】	周辺3市と立地自治体同様の安全協定を速やかに締結すること

2. 中国電力株式会社からの回答(令和3年8月11日)

安全協定に関する申入れに対する当社の対応

平成30年7月4日に、申入れをいただきました立地自治体と同様の安全協定の締結に関しまして、立地自治体と規定が異なる4項目について、以下のとおり、対応させていただきます。

1. 安全協定第6条「核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡」

- 現行の安全協定では、輸送日時や経路等輸送に係る詳細な情報については、核物質防護の観点から連絡を行っておりませんが、市民の皆さまの安全確保のために必要との考えから、立地自治体と同様、詳細な情報についても、連絡させていただくこととします。
- なお、核燃料物質等の輸送計画に係る詳細な連絡に係る規定は、安全協定運営要綱第4条に記しているため、見直しにあたっては、同要綱を改定することとさせていただきます。

2. 安全協定第10条「現地確認」

- 現在の安全協定において、発電所周辺の安全を確保するために必要があると認める場合には「現地確認」を実施していただいていることを踏まえ、「立入調査」につきましても、原子力災害対策特別措置法における「立入調査」と同様、島根県に、広域自治体として、出雲市、安来市および雲南市を代表する立場で実施いただくことが望ましいと考えます。
- 上記を踏まえ、各市には、必要と判断された際には、これまでと同様「現地確認」を実施いただくことに加え、島根県に対して、「立入調査」の実施を要請いただくこととしたいと考えています。

3. 「適切な措置の要求」

- 「適切な措置の要求」は、「立入調査」の結果、要否を判断いただくものですが、各市においても「現地確認」されることを踏まえ、島根県が「適切な措置の要求」を実施される際には、各市に対して意見を聞いていただくこととしたいと考えています。

4. 安全協定第5条「計画等の報告」

- 立地自治体の安全協定に規定する「計画等に対する事前了解」に見直すことは困難であり、現行の「計画等の報告」の規定の中で、引き続き、誠意をもって対応させていただきます。

なお、「立入調査の要請」および「措置要求の際の意見聴取」については、島根県に協力をいただくことが不可欠であるため、規定の方法等も含め、島根県とも協議のうえ、対応をすすめさせていただくよう考えています。

3. 中国電力株式会社からの回答時（令和3年8月11日）の周辺3市からの意見

- ・中国電力からの回答は、不十分な回答と言わざるを得ず、納得できない。引き続き立地自治体と同様の安全協定の締結を求めていく。
- ・周辺自治体の意見が反映できる仕組みが必要である。
- ・「核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡」については、立地自治体と同様の情報入手が可能となるため、安全協定運営要綱改定の準備を進める。
- ・「立入調査」及び「適切な措置の要求」については、実効性が担保できるよう明定化が必要である。

4. 中国電力株式会社からの回答（令和3年8月24日）

ご意見を踏まえた当社の対応

8月11日の協議において、出雲市、安来市および雲南市（以下、「各市」という。）からいただいたご意見を踏まえ、島根県にも協力をいただきながら検討を行い、以下のとおり、対応をとりまとめました。

1. 各市の意見が反映される仕組み

- 各市と島根県が平成25年10月29日に締結された、『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書（以下、「覚書」という。）において、島根県が島根原子力発電所に関して重要な判断を行うにあたっては各市の意見を聞いていただく仕組みがあることを踏まえ、この主旨に則った会議について、島根県に、設置いただきたいと考えています。

2. 「立入調査の要請」および「措置要求の意見聴取」の規定の方法

- 覚書を改定の上、「各市が島根県に立入調査を要請いただくこと」および「島根県が措置要求の実施にあたって各市に意見を聞いていただくこと」を新たに規定していただきたいと考えています。

具体的な対応につきましては、引き続き、協議させていただきたいと考えますので、どうぞよろしく願いいたします。

5. 市の対応方針

- ①「事前了解」も含め、引き続き立地自治体と同様の安全協定の締結を求めていく。
- ②その上で、今回、中国電力から提案のあった内容については、以下のとおり対応する。
 - ・「核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡」については、立地自治体と同様の情報入手が可能となるため、安全協定運営要綱改定の準備を進める。
 - ・「立入調査」及び「適切な措置の要求」については、立地自治体と同様となる提案ではないが、県を通して一定の関与が可能となるため、実効性が担保できるよう『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書改定の準備を進める。
 - ・県と周辺3市との会議の設置については、知事が周辺3市の市長から直接意見等を聞く機会を設け、従前よりも周辺3市の意見反映が期待できることから、参加する方向で進める。

〔参考①〕立地自治体と周辺自治体との安全協定の相違点（網掛部分）

	立地自治体	周辺自治体
核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡 (運営要綱)	<ul style="list-style-type: none"> ・年間の輸送計画（前年度末まで） ・輸送計画、安全対策（30日前まで） ・上記の確定連絡（直前） 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間の輸送計画（前年度末まで） ・輸送計画、安全対策（30日前まで） ・確定連絡（直前）の規定なし
立入調査 (安全協定)	<p>発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、職員を発電所に立入調査させることができる。</p>	<p>発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、職員を発電所に現地確認させることができる。</p> <p>周辺自治体は、意見を述べることができ、中国電力は誠意をもって対応する。</p>
適切な措置の要求 (安全協定)	<p>立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のための特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、適切な措置（運転停止を含む）を講ずることを求めることができる。</p>	<p>規定なし</p>
事前了解 (安全協定)	<p>以下の事項について、事前に了解を得ることが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所の増設計画、重要な変更を行う場合 ・廃止措置計画、同計画の重要な変更 	<p>以下の事項について、報告が必要</p> <p>周辺自治体は意見を述べることができ、中国電力は誠意をもって対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所の増設計画、重要な変更を行う場合 ・廃止措置計画、同計画の重要な変更

〔参考②〕 立地自治体と周辺自治体との安全協定・運営要綱の条文の相違点（網掛部分）

	立地自治体	周辺自治体
核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡 (運営要綱)	<p>(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)</p> <p>第 5 条 協定第 7 条に規定する連絡は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 中国電力は、県及び松江市に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。</p> <p>(2) 中国電力は、県及び松江市に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の 30 日前までに連絡するものとする。</p> <p>(3) 中国電力は、関係法令に基づき輸送計画及びその輸送に係る安全対策が確定したときは、速やかに県及び松江市に連絡するものとする。</p> <p>(4) やむを得ない事由によって、輸送計画及び安全対策の内容に変更が生じた場合には、中国電力は直ちにその内容を県及び松江市に連絡しなければならない。</p> <p>2 県及び松江市は、中国電力から連絡のあった内容のうち、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報については、核物質防護の観点から公表しないものとする。</p> <p>3 連絡様式は、別に定めるものとする。</p>	<p>(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)</p> <p>第 4 条 協定第 6 条に規定する連絡は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 中国電力は、周辺 3 市に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。</p> <p>(2) 中国電力は、周辺 3 市に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の 30 日前までに連絡するものとする。</p>
立入調査 (安全協定)	<p>(立入調査)</p> <p>第 11 条 県及び松江市は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、中国電力に対し報告を求め、又は次の各号に掲げる者でその指名する者を発電所に立入調査させることができるものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法第 3 条第 2 項に掲げる一般職の職員</p> <p>(2) 地方公務員法第 3 条第 3 項第 1 号及び第 3 号に掲げる特別職の職員</p> <p>2 前項の規定により立入調査を行う場合において、周辺地域住民の健康及び生活環境に著しい影響を及ぼしたとき、又は及ぼすおそれのあるときは、県又は松江市は、周辺地域住民の代表者</p>	<p>(現地確認)</p> <p>第 10 条 周辺 3 市は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、中国電力に対し報告を求め、又は周辺 3 市の職員を発電所に現地確認させることができるものとする。</p> <p>2 中国電力は、前項の現地確認に協力するものとする。</p> <p>3 周辺 3 市は、第 1 項に定める現地確認において意見があるときは、中国電力に対し意見を述べるることができるものとし、中国電力は誠意をもって対応するものとする。</p>

	立地自治体	周辺自治体
立入調査 (安全協定)	<p>を同行することができるものとする。</p> <p>3 中国電力は、第1項の立入調査に協力するものとする。</p> <p>4 第1項の規定により立入調査を行う者及び第2項の規定により立入調査に同行する者は、安全確保のため中国電力の保安規定その他関係法令に従うものとする。</p> <p>5 第1項の規定により立入調査を行う場合は、県及び松江市は、中国電力に対して立入調査を行う者（第2項の規定により立入調査に同行する者を含む。）の職、氏名及び調査目的を通知するものとする。</p>	
適切な措置の要求 (安全協定)	<p>(適切な措置の要求)</p> <p>第12条 県及び松江市は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、中国電力に対して直接、又は国を通じ、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を講ずることを求めるものとする。</p> <p>2 中国電力は、前項の求めがあったときは、誠意をもってこれに応ずるものとする。</p>	
事前了解 (安全協定)	<p>(計画等に対する事前了解)</p> <p>第6条 中国電力は、発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画について事前に県及び松江市の了解を得るものとする。</p> <p>2 丙は、原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）に重要な変更を行おうとするときは、事前に県及び松江市の了解を得るものとする。</p> <p>3 中国電力は、原子炉の廃止に伴う廃止措置計画について法第43条の3の33第2項の認可を受けようとするとき及び重要な変更を行おうとするときは、事前に県及び松江市の了解を得るものとする。</p>	<p>(計画等の報告)</p> <p>第5条 中国電力は次の事項について、周辺3市に報告するものとする。</p> <p>(1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画</p> <p>(2) 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更</p> <p>(3) 原子炉の廃止に伴う廃止措置計画の策定及び重要な変更</p> <p>2 周辺3市は前項に関し、意見があるときは、中国電力に対し意見を述べるすることができるものとし、中国電力は誠意をもって対応するものとする。</p>



平成30年7月4日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清水希茂様

安来市長 近藤宏樹

出雲市長 長岡秀人

雲南市長 速水雄一

原子力発電所立地自治体と同様の原子力安全協定の締結について（申入れ）

かねてから、原子力発電所立地自治体と同様の安全協定締結について、3度にわたって要請をしてまいりました。その後、平成29年2月10日に締結した協定によって、御社に対して直接意見を述べるできるようになりましたが、立地自治体と同様の内容での安全協定締結の実現には至っておりません。

平成30年3月29日には、東海第二原子力発電所の稼働及び延長に係る事前了解の対象を立地自治体だけではなく、周辺自治体にも実質的に拡大した内容の新たな協定が日本原子力発電株式会社と6市村及び茨城県との間で結ばれました。

御社では島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の進捗に併せ、必要となる様々な安全対策等が図られ、1号機の廃止措置が進められていくなかで、3号機の新規制基準適合性審査申請に向けた手続きを開始されました。同発電所から30km圏内の出雲市、雲南市及び安来市は、立地自治体と同様に、広域避難計画の策定や、それに基づく調整、実施が求められており、地域住民の生命・財産を守るためには、周辺自治体の意見が確実に反映されることが必須であります。

つきましては、早期に立地自治体と同様の「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」を締結し、安全協定に基づく事前了解、措置要求等の権限が担保されることをあらためて強く申し入れます。

写

島原本企第2号
2021年8月11日

出雲市長
飯塚俊之様

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員
清水希茂

「原子力発電所立地自治体と同様の原子力安全協定の締結に関する申入れ」
に対する当社の対応について

平素より当社事業運営，とりわけ島根原子力発電所の運営に格別のご理解と
ご協力を賜り，厚く御礼申し上げます。

さて，平成30年7月4日に，申入れをいただきました立地自治体と同様の
安全協定の締結に関しまして，別紙のとおり，当社の対応を取りまとめました
ので，協議させていただきますようお願いいたします。

(別紙) 安全協定に関する申入れに対する当社の対応

以上

安全協定に関する申入れに対する当社の対応

平成30年7月4日に、申入れをいただきました立地自治体と同様の安全協定の締結に關しまして、立地自治体と規定が異なる4項目について、以下のとおり、対応させていただきます。

1. 安全協定第6条「核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡」

- 現行の安全協定では、輸送日時や経路等輸送に係る詳細な情報については、核物質防護の観点から連絡を行っておりませんが、市民の皆さまの安全確保のために必要との考えから、立地自治体と同様、詳細な情報についても、連絡させていただくこととします。
- なお、核燃料物質等の輸送計画に係る詳細な連絡に係る規定は、安全協定運営要綱第4条に記しているため、見直しにあたっては、同要綱を改定することとさせていただきます。

2. 安全協定第10条「現地確認」

- 現在の安全協定において、発電所周辺の安全を確保するために必要があると認める場合には「現地確認」を実施していただいていることを踏まえ、「立入調査」につきましては、原子力災害対策特別措置法における「立入調査」と同様、島根県に、広域自治体として、出雲市、安来市および雲南市を代表する立場で実施いただくことが望ましいと考えます。
- 上記を踏まえ、各市には、必要と判断された際には、これまでと同様「現地確認」を実施いただくことに加え、島根県に対して、「立入調査」の実施を要請いただくこととしたいと考えています。

3. 「適切な措置の要求」

- 「適切な措置の要求」は、「立入調査」の結果、要否を判断いただくものですが、各市においても「現地確認」されることを踏まえ、島根県が「適切な措置の要求」を実施される際には、各市に対して意見を聞いていただくこととしたいと考えています。

4. 安全協定第5条「計画等の報告」

- 立地自治体の安全協定に規定する「計画等に対する事前了解」に見直すことは困難であり、現行の「計画等の報告」の規定の中で、引き続き、誠意をもって対応させていただきます。

なお、「立入調査の要請」および「措置要求の際の意見聴取」については、島根県に協力をいただくことが不可欠であるため、規定の方法等も含め、島根県とも協議のうえ、対応を進めさせていただくよう考えています。

以上

写

島原本企第6号
2021年8月24日

出雲市長
飯塚俊之様

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員
清水希茂

「原子力発電所立地自治体と同様の原子力安全協定の締結に関する申入れ」
に係るご意見を踏まえた当社対応について

2021年8月11日の協議において、いただいたご意見を踏まえ、島根県
にも協力をいただきながら検討を行い、別紙のとおり、対応を取りまとめまし
たので、改めて協議させていただきますようお願いいたします。

(別紙) ご意見を踏まえた当社の対応

以上

ご意見を踏まえた当社の対応

8月11日の協議において、出雲市、安来市および雲南市（以下、「各市」という。）からいただいたご意見を踏まえ、島根県にも協力をいただきながら検討を行い、以下のとおり、対応をとりまとめました。

1. 各市の意見が反映される仕組み

○各市と島根県が平成25年10月29日に締結された、『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書（以下、「覚書」という。）において、島根県が島根原子力発電所に関して重要な判断を行うにあたっては各市の意見を聞いていただく仕組みがあることを踏まえ、この主旨に則った会議について、島根県に、設置いただきたいと考えています。

2. 「立入調査の要請」および「措置要求の意見聴取」の規定の方法

○覚書を改定の上、「各市が島根県に立入調査を要請いただくこと」および「島根県が措置要求の実施にあたって各市に意見を聞いていただくこと」を新たに規定していただきたいと考えています。

具体的な対応につきましては、引き続き、協議させていただきたいと考えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」
に係る覚書

島根県（以下「甲」という。）並びに出雲市、安来市及び雲南市（以下「乙」という。）は、甲が行う甲、松江市及び中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）が締結する島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定に基づく計画等に対する事前了解の回答のほか、島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、下記の手続を経ることを確認する。

記

- 1 甲は乙の考えをよく理解し、誠意をもって対応する。
- 2 甲は、総合的に判断した島根原子力発電所に関する重要な判断や回答を、乙に説明する。
- 3 前項の説明を経て、国、中国電力等重要な判断を回答すべき相手に対し、甲としての考えを届けるものとする。
その際、乙から甲に対し意見等の提出があった場合には、当該意見等を付して届けるものとする。

平成25年10月29日

甲 島根県知事 溝口善兵衛

乙 出雲市長 長岡英人

安来市長 近藤宏樹

雲南市長 速水雄一